

# 「太陽光発電及び蓄電池システム共同購入事業」業務仕様書

令和3年1月 北海道環境生活部

## 1. 趣旨

「太陽光発電及び蓄電池システム共同購入事業」（以下「本事業」という。）に係る業務仕様書（以下「仕様書」という。）は、太陽光発電及び蓄電池システムの普及拡大を目的とし北海道（以下「道」という。）と共同で実施する本事業について必要な事項を定めるものであり、本事業を実施する事業者（以下「支援事業者」という。）は、この仕様書に定める事項について適正に履行すること。

## 2. 実施時期・スケジュール

### （1）事業実施時期

購入希望者の募集開始	令和3年5月頃
施工事業者の決定	令和3年6月頃
購入希望者の募集終了	令和3年7月頃
購入希望者への購入意思の確認締切	令和3年8月頃
工事完了期限	令和4年3月末

※上記の購入希望者の募集終了期間までに購入希望者の募集を開始しない場合は、協定を解除する。

※資源エネルギー庁の審査期間等により期限までに工事完了が困難など、事業が終了できない場合は、完了予定時期を道へ報告の上、購入者へ説明を行うこと。なお、協定期間も事業終了まで延長する。

## 3. 事業内容

支援事業者は次の内容について実施すること。

### （1）事業の実施体制の構築及び統括責任者等の選任について

- ア 協定締結後、速やかに事業の履行に必要な人員を確保し、事業を履行すること。
- イ 事業の履行に当たっては、統括責任者を選任すること。統括責任者は、本事業又は類似の事業に従事した経験があり、業務管理について責任を負える者とする。
- ウ 支援事業者より選定された工事施工事業者（以下「施工事業者」という。）及び太陽光発電、蓄電池システムの購入を希望する道民（以下「購入希望者」という。）からの問い合わせや苦情対応を行う窓口（以下「コールセンター」という。）においては、業務責任者を選任すること。
- エ 実施体制図（道、支援事業者、施工事業者、購入希望者及び関係事業者等、本事業の実施体制をまとめたもの）を作成すること。（任意様式）

### （2）事業実施スケジュールについて

- ア 事業実施スケジュール表を作成すること。

- イ 事業実施スケジュールは、固定価格買取制度において令和3年度の認定を取得可能なスケジュールとすること。
- ウ 事業実施スケジュールは、募集広告の開始から工事完了までの一連のスケジュールについて記載すること。

### (3) 購入希望者へ提供する太陽光発電及び蓄電池システムのプラン作成について

- ア プラン作成は、「太陽光発電システム」と「蓄電池システム」の組み合わせが自由（単体での設置も可）にできるよう作成すること。
- イ 購入希望者へ提供する太陽光発電及び蓄電池システムの種類・性能等を示したプランを作成すること。
- ウ プランは、価格低減や購入希望者が選択しやすくするため、極力シンプルなプラン及び構成とすること。
- エ プランは、次の内容により作成すること。
  - 太陽光発電システムは、太陽光モジュールの公称最大出力合計値、またはパワーコンディショナ定格出力の合計値のいずれかが10kW未満のものとすること。また、蓄電池システムは、1kWh以上～17kWh未満のものとすること。
  - 太陽光発電システムの設置個所は、屋根への設置を基本とした、コストアップにならないシステム構成とすること。
  - 太陽光発電システムは、道における住宅事情や気象条件等を考慮の上、決定すること。
  - 蓄電池システムは需要を踏まえ最適な容量プランを道に提案すること。また、パワーコンディショナは、単機能及びハイブリッドタイプとすること。（既存太陽光パネルにおいて、ハイブリッドタイプのパワーコンディショナに取り換える場合は、既存太陽光パネルに影響を与えないよう逆流防止措置等を考慮すること。）
- オ プランは、協定締結後、道と協議の上、最終決定すること。

### (4) 広告宣伝について

- ア 広告宣伝計画を策定し、広告対象と方法は、効果的なものを選択するものとする。
- イ 地域情報誌、新聞折込及びDM等により広告を行うこと。配布方法は、各戸配布や対象者の集まる施設を中心に配布すること。
- ウ SNSやオンライン広告等を利用した広告宣伝を実施すること。
- エ 道広報紙及び地域情報誌等への広告掲載において、道と協議の上決定すること。
- オ 施工事業者決定までに購入希望者向けオンライン説明会を実施すること。また、施工事業者決定後、再度、オンライン説明会を実施すること。
- カ 道及び市町村の広報誌への掲載における掲載原稿制作は、支援事業者の負担により行うこと。

### (5) ホームページの構築及び運用等について

- ア 本事業に係るWEBサイトの構築（PC及びスマートフォンに対応したもの）、運用、メ

メンテナンスを行うこと。

- イ Web サイトを使用して購入希望者及び施工事業者の募集を行うこと。
- ウ Web サイトの構築、運用において、JISX8341-3（高齢者・障害者等配慮設計指針）に可能な限り準拠したものとし、メンテナンス体制の構築及びセキュリティ対策を行うこと。
- エ Web サイトでは、本事業以外の広告・宣伝を行わないこと（道の許可を得た場合を除く。）。
- オ Web サイトは、どの広告宣伝媒体からアクセスしたかカウントできるように構築し、アクセス状況を道へ報告すること。

#### （6）施工事業者の選定等について

- ア 太陽光発電及び蓄電池システムを安全かつ確実に設置できる施工事業者を公募により選定するための選定基準を道確認のもと作成の上、選定基準に基づき施工事業者の審査を行うこと。また、選定基準を満たした施工事業者による入札を行い、最も安価な入札を行った事業者を施工事業者として選定すること。
- イ 入札価格は、施工費、電力会社や国に対する申請費及びその他諸経費を含む工事に係る一切の費用を含むこと。ただし、個別事情による追加費用は、別途道協議のもとオプションを設定できるものとする。
- ウ 施工事業者選定の入札に参加する事業者は、下記の要件を満たすこと。
  - 支援事業者は、施工事業者として入札に参加はできないものとする。
  - 財務状況が健全であること（支援事業者は、信用調査会社からレポートを取得すること等により確認すること。）。
  - 施工事業者もしくはその下請け事業者が、建設業許可において電気工事業の許可を取得していること及び入札時において営業停止処分を受けていないこと。
  - 道内又は積雪寒冷地での施工実績があること。
  - 施工保証を裏付けるものとして、施工瑕疵責任に関する保険に加入すること（生産物賠償責任保険等）。
  - 施工期間中のあらゆる損害への保険に加入すること（工事保険、請負業者賠償責任保険、労災保険等）。
  - 購入希望者が割賦販売による分割払いや、ローンを希望された場合に信販会社や銀行、その他金融機関に紹介できること。
  - 関係法令（労働安全衛生法、建築基準法、電気事業法及び電気工事士法等）を遵守すること。
- エ 入札結果は、道へ報告を行うこと。
- オ 選定された施工事業者との間で、本事業を遂行するために必要な事項を定めた契約書を作成し、契約を締結すること。また、契約書等には必ず次の内容を明記すること。
  - 契約当事者について
  - 委託内容について
  - 手数料等を定める場合はその扱いについて
  - 工事完了期限について

- 工事完了報告について
  - 個人情報保護について
  - 支援事業者と施工事業者間の契約不履行による解除または解約の扱いについて
  - 善管注意義務について
  - 規定外事項について、誠実に協議する旨の条項を入れること
  - 裁判管轄について
  - 関係法令の遵守について
  - 支援事業者と施工事業者間の責任の区分を明確に明示すること
- カ 選定された施工事業者は、引き渡し時において、設置した機器の取扱い説明（通常時・停電時）、保守点検及び廃棄に関する説明を行うこと。
- キ 事業に伴う責任は、支援事業者又は施工事業者が負うものとして、道は負わないものとする。
- ク 施工に関する苦情やトラブル等が発生した場合には、施工事業者が誠意を持って対応するとともに、苦情やトラブル等が発生した日時、場所、内容等を記録し、支援事業者へ報告すること。
- ケ 施工事業者が苦情やトラブル等を解決できない場合には、支援事業者が適切に対処し解決するとともに、対応した日時、場所、内容等を記録し、施工事業者へ報告すること。
- コ 苦情やトラブル等は、ク、ケで作成した記録を付して、速やかに道へ報告すること。
- サ 施工事業者の入札金額を購入希望者へ提示し、最終的な購入意思の確認を行うこと。

#### (7) 太陽光発電、蓄電池システムの施工及び検査について

- ア 支援事業者は、太陽光発電及び蓄電池システムを安全かつ確実に設置するため、施工事業者が行う設置業務に対して、その実施状況を確認し、問題等がある場合は指導等を行うこと。
- イ 施工事業者は、業務の実施に当たっては、業務責任者を選任すること。
- ウ 工事を監理する者として、下記の条件を満たす者を選任すること。
- 建設業法における電気設備に関する主任技術者の資格を有すること。
  - 太陽光発電システムの施工業務に従事した経験があること。
  - 太陽光発電及び蓄電池システムの知識を有すること。
  - 業務の実施について専門的な知見を有すること。
- エ 支援事業者は、施工事業者の工事について、第三者機関を介して施工中及び施工後の検査を行うこと。ただし、検査は抽出検査とする。
- オ 第三者機関は、次の要件によること。
- 太陽光発電システムの点検及び検査事業を行っているものであり、蓄電池システムにおいても知識を有すること。
  - 施工事業者と利害関係にないこと。
  - 検査者は、建設業法における電気設備に関する主任技術者の資格を有する者を配置すること。

#### (8) 問合せ対応について

- ア 問合せ及び苦情へ対応するため、支援事業者においてコールセンターの設置及び運用を行うこと。
- イ 問合せ及び苦情は全てコールセンターで対応すること。
- ウ コールセンターで問合せ及び苦情へ対応する者への研修を行うこと。
- エ 業務マニュアル及び質疑応答集を作成すること。
- オ 道及び市町村に対する問合せ及び苦情があった場合の対応を行うこと。
- カ コールセンター以外への問合せ及び苦情についても対応すること。
- キ 業務の実施に当たっては、業務責任者を選任すること。業務責任者は、業務を主導する立場として、業務の実施について専門的な知見を有する者を選任すること。
- ク コールセンターは、苦情について対応した日時、場所、内容等を記録し、道及び施工事業者へ報告すること。

#### (9) アンケートの実施について

支援事業者は、アンケート調査を以下のとおり実施すること。

- ア 購入者及び購入辞退者を対象としたアンケート調査票の作成、回収、集計を行うこと。
- イ アンケートの内容は、事前に道と十分な調整を行い決定すること。また、アンケートの回収率を上げる取組みを実施すること。

#### (10) リスク管理について

事業実施に伴うリスクは、支援事業者がすべての責任を負うこととし、そのリスクに対して未然防止を図り、適切に対処すること。

#### (11) 本事業の収益について

事業実施者の収益は施工事業者から得る契約件数またはシステムの出力・容量に応じた手数料とする。なお、手数料の金額は施工事業者が回避したと認められる営業費等を基礎とした合理的な範囲で設定することとし、購入者から直接利益を得る行為は禁止する。

### 4. 施工事業者及び購入希望者の募集の広告等について

#### (1) 広告の内容について

支援事業者は、広告内容を道と協議して定めるものとする。また、広告に道の名称等を用いる場合は、必ずその都度、道の了解を得るものとする。

#### (2) 広報について

支援事業者は、広報用の資料等を道に提供し、道が行う広報に協力するものとする。

#### (3) 取材等の対応について

支援事業者は、本事業について、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等の取材申し込みがあった場合は、原則として事前に道の了解を得るものとする。

## 5. 実績報告書の提出について

### (1) 実績報告書の提出について

支援事業者は、以下のものについて、全ての工事完了後1ヶ月以内に道へ提出するものとする。

- ア 実績報告書（設置実績、広報実績等）
- イ チラシ等の広報にかかる作成物及びその電子データ
- ウ 事業実施中に実施したアンケートの集計結果

## 6. その他

### (1) 計画変更について

本事業に係る計画に変更が生じた場合は、すみやかに道へ報告し、道と支援事業者が協議したうえで決定する。

### (2) 事業報告について

道から事業の進捗状況等について問い合わせがあった場合は、報告すること。

### (3) 法令遵守について

支援事業者は、関係法令を遵守し誠実に事業を履行すること。

### (4) 個人情報の取り扱いについて

事業実施者は、本事業の実施に当たり、個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律及び北海道個人情報保護条例を遵守しなければならない。

### (5) 著作権の扱いについて

- ア 事業成果物に係る全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、道に帰属するものとする。
- イ 事業成果物に含まれる支援事業者、施工事業者又は第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という。）の著作権は、個々の著作者に帰属するものとする。
- ウ 納入される事業成果物に既存著作物が含まれる場合は、支援事業者が当該既存著作物の使用に必要な費用及び使用許諾契約に係る一切の手続きを行うものとする。

### (6) 募集の際の明示について

支援事業者は、購入希望者及び施工事業者募集の際に下記の事項について明示すること。

- ア 支援事業者は、道を代理する権限を有するものでないこと。
- イ 道が支援事業者の資力・信用を保証するものでないこと。

### (7) 疑義等の処理について

仕様書の内容等について疑義が生じた場合や本事業に係る業務の遂行上必要と認められるもので本仕様書にない事項等が発生した場合は、道と協議した上で業務を進めること。